

総務産業常任委員会審査報告

令和2年3月19日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

総務産業常任委員会委員長 風間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第6号	飯綱町多目的交流施設条例	可 決
議案第7号	飯綱町職員定数条例の一部を改正する条例	可 決
議案第8号	飯綱町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第9号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第10号	飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第11号	飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第12号	飯綱町基金条例の一部を改正する条例	可 決
議案第16号	飯綱町農林畜産物直売施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第17号	飯綱町営住宅条例の一部を改正する条例	可 決
議案第18号	飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例	可 決
議案第21号	飯綱町飯綱福祉センター条例を廃止する条例	可 決

議案第 29 号	令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可 決
議案第 34 号	令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可 決
議案第 35 号	令和 2 年度飯綱町水道事業会計予算	可 決
議案第 37 号	令和 2 年度飯綱町下水道事業会計予算	可 決
議案第 38 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決
議案第 39 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決
議案第 40 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決
陳情第 1 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	継続審査
陳情第 4 号	自然エネルギーへの転換促進を求める陳情書	採 択
陳情第 5 号	消費税率 5 %への引き下げを求める陳情	不採択

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 6 号 飯綱町多目的交流施設条例

質疑①：使用に係る実費について、普及定着のため、より低廉または無料としてはどうか。

回答①：1 年間の試行運用の後、改めて方向性を検討したい。

質疑②：駐車場使用料の設定は月 500 円とあるが、安すぎないか。

回答②：テナント向けの使用料であり、一般使用者向けの使用料ではない。これも、1 年間の試行運用の後、改めて方向性を検討したい。

質疑③：無料で気軽に使用できるエリアはあるか。

回答③：どちらの施設にもパブリックスペースがあり、貸切使用でない場合は無料となっている。また、区、組等の団体が使用する場合は減免制度を設けている。

質疑④：ブックラウンジとファブラボについては、短時間の使用でも料金がかかるのか。

回答④：使用には料金はかからず、貸切使用でない場合は無料となっている。

質疑⑤：町民が使用する場合の使用料金の減免制度はあるか。

回答⑤：規則に定める予定であり、区、組等が公益のため使用する場合には、使用料は免除、実費相当額は2分の1の減額。町内に住所を有する団体等が体育館を使用する場合は、使用料は免除、実費相当額は2分の1の減額とする予定である。

質疑⑥：トレーニングジムの1人につき1回とは、使用時間の制限はあるのか。

回答⑥：使用開始から退館するまでと考えており、時間制限は考えていない。

質疑⑦：宿泊施設を使用した場合の食事の提供はどのように想定しているか。

回答⑦：カフェレストランでの食事や自炊を希望する使用者には、とちの木学校の使用など、使用形態に応じ対応したい。

質疑⑧：6条ただし書きにおける開館時間の変更は、どのようなことを想定しているか。

回答⑧：貸店舗の営業時間前の準備や閉店後の後片付けのために変更することを想定している。

質疑⑨：7条で貸店舗の貸出期間を1年間とした理由は。

回答⑨：貸出しについて、1年間の試行運用の後、改めて方向性を検討したいため。

質疑⑩：パワーリハビリとトレーニングジムの違いは。

回答⑩：パワーリハビリは高齢者の健康増進を目的としており、トレーニングジムはスポーツのための身体機能の向上を目的としている。

質疑⑪：パワーリハビリの運営形態は福井団地などと同様か。

回答⑪：そのようにしたいと考えている。

質疑⑫：体育館の使用料金はB&Gと同様か。

回答⑫：同じにしている。

質疑⑬：11条に原状回復義務、12条に損害賠償とあるが、事業者が倒産した場合や貸店舗からの出火による火災等が発生した場合、原状回復や損害賠償はどうなるのか。

回答⑬：条例の規定は、備品の撤去等を想定した一般的な規定であり、事業者の倒産や火災等にあたっては、債務整理への参加や過失に応じた賠償を求める等の対応を行うことになる。

質疑⑭：使用料の見込みは。

回答⑭：旧三水第二小学校で使用料200万円、実費相当額50万円を見込んでいる。
なお、旧牟礼西小学校については、令和2年度中は工事中のため見込んでいない。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 7 号 飯綱町職員定数条例の一部を改正する条例

質疑①：町長の事務部局の職員を 2 名削減し、水道関係の職員を 2 名増加するということは、全体の職員数に変動はないということで理解してよいか。

回答①：そのとおり。

質疑②：実際の職員数が 6 名から 8 名ということか。

回答②：定数条例であるため、最大の職員数と捉えていただきたい。

質疑③：人件費はどうなるのか。

回答③：人件費は、実職員数で予算計上している。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 8 号 飯綱町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：サービスの宣誓方法は、地方公務員法に基づいたもので間違いないか。

回答①：そのとおりで地方公務員法により条例で定めている。

質疑②：宣誓書を提出することで宣誓とする改正内容だが、正規職員についてはどのような方法で宣誓しているのか。

回答②：条例により、任命権者または任命権者の定める上級の職員の面前で宣誓書に署名している。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 9 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：緩和措置の内容は。

回答①：今回の改正は、家賃額が低い者の支給額を下げ、家賃額が高い者の支給額を上げるというもので、千円以上減額となる者は 46 名のうち、約 7 割になる。そこで、1 年間は現在の支給額から千円を控除した額を新支給額とす

るものである。

質疑②：減額の対象者が7割を占めるということだが、飯綱町だけの状況なのか。

回答②：人事院勧告に基づいたもので、地方の市町村は家賃相場から飯綱町と同様などところが多いと思われるが、東京などの都市部についてはそうではないと思う。

質疑③：住居手当支給者46名の町内外の内訳は。

回答③：町外が多い。

質疑④：職員組合との話し合いは済んでいるのか。

回答④：済んでいる。

質疑⑤：緩和措置は飯綱町だけが設けていることなのか。

回答⑥：緩和措置は国家公務員にも設けられている。国家公務員は2千円を超えて減額になる場合に1年間の緩和措置をとっている。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第10号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：県費教員と町費教員の均衡を図るためとはどういうことか。

回答①：学級の編成基準は児童数に応じて定められており、三水小学校を例にすると、県の教員配置基準から県費教員は1クラスの割当てだが、2クラスあるのでもう1クラスは町費教員となる。給与については、県費教員は県の規則、町費教員は町の規則で支給されるが、現在のままでは同じ担任業務を受け持っているにもかかわらず差が生じてしまうため、町費教員も県の規則を準用することで均衡を図るというものである。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第11号 飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：合理的な理由がある場合とはどのような場合か。また、改正しなければ不都合な点があるのか。

回答①：合理的な理由は、直売所のような地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当な場合や福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取するなど状況を把握して考慮した上で、現在の団体等が引き続き管理運営することが適当な場合があげられる。また、不都合な点では、現在の条例は公募するに当たっての規定しかうたっていない。公募することの原則や合理的な理由がある場合の規定がないことから、必要に迫られたときの曖昧な解釈をなくし、明確な判断の下で事務を進めるために改正するものである。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 12 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例

質疑なし

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 16 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例の一部を改正する条例

質疑なし

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 17 号 飯綱町営住宅条例の一部を改正する条例

質疑①：住宅を借りやすくすることは良いことだと思うが、万が一、家賃滞納などがあった場合の対応は。

回答①：家賃滞納があった場合は、催告して必ず面会して納めていただくこととしている。低所得者及び高齢者については、福祉の部分とも連携し、滞納等が累積しないような方策を考えながら進めていきたい。

質疑②：規約にはないという解釈でよいか。

回答②：規約ではなく、滞納した際は空け渡し請求ができるとなっているため、そちらで対応することも考えられる。申請時にはよく説明し、契約をすることとする。町では家賃の滞納が累積したケースはない。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 18 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例

質疑①：条例中の地域優良賃貸住宅とは。

回答①：地域優良賃貸住宅を整備する考え方の枠があり、原田地区において子育て世代を対象としているものである。

質疑②：優良賃貸住宅以外もあるのか。

回答②：若者住宅の中でも、福井団地の戸建て住宅は特定公共賃貸住宅として整備されている。地域優良賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅があるが、国土交通省で定めている要綱で、子育て世代の住居の安定に基づき、国の補助事業の社会資本整備総合交付金事業地域優良賃貸住宅という位置づけで事業実施をしている。

質疑③：町営住宅は対象になるのか。

回答③：若者住宅と町営住宅は全く別であり、若者住宅については規則で定められている。条例、規則上は非該当であるが、近隣の状況も調査中である。

質疑④：家賃は福井団地に比べてどのように設定するのか。

回答④：若者住宅管理条例第 10 条により町長が別に定めるとなっており、規則で決めているが、民間の物件、国の積算基準、そして町の若者住宅の均衡を考慮し、現在の若者住宅に近い額または同額が妥当として考えている。

質疑⑤：住宅について、2階建て・集合住宅・平屋建て等あるが、どれに該当するのか。

回答⑤：福井団地の戸建住宅は月 53,000 円である。また、西黒川、野村上の戸建住宅についても月 53,000 円である。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 21 号 飯綱町飯綱福祉センター条例を廃止する条例

質疑なし

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 29 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算

質疑①：加入分担金 1 千円を予算措置してあるが、新規接続の予定が 1 戸あるということか。

回答①：新規接続があると現時点で判明しているのではなく、予算の窓口を設けているのみである。

質疑②：現在、何戸接続しているのか。

回答②：全部で 41 戸接続があり、その内訳は常住 21 戸及び別荘 20 戸である。

質疑③：分譲地全体での区画数は何区画か。

回答③：全部で 67 区画である。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 34 号 令和 2 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算

質疑①：全て造成してからも草刈りを行うのか。

回答①：今後についても美観を保つために草刈りを実施していく予定である。全戸入居したところで、周辺の地区と同様に地区内での道普請や草刈りの実施

を依頼していきたい。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 35 号 令和 2 年度飯綱町水道事業会計予算

質疑①：大門川の改修の予算がついていたと思うが、水源等とは関係のないことか。

回答①：耕地林務係で計上されている用水関係の予算であると思われる。

質疑②：牟礼地区の交際費 22 万円の用途は何か。

回答②：大門川水利組合関連の費用である。

質疑③：以前から懸念されている水道料金の値上げについては現在どのように進めているのか。

回答③：一昨年度に水道審議会から、段階的に引き上げていくことが望ましいという答申をいただいているが、令和元年度には消費税率改定があったため据え置いている。ただし、水源の問題、水の購入、浄水場の改修等の課題もあり、その達成のためには町からの繰入れ・出資・水道料金の値上げについても今後検討が必要である。いずれにせよ水道料金の見直しをしなければ経営が立ち行かなくなる時が来ると予想されるため、今後料金改定への検討を進めていきたい。

質疑④：水道料金改定に関して、町民、議会の同意を得られるような説明や広報への掲載をしていかなければならないと思うがどうか。

回答④：審議会、全員協議会等でも説明をすることに加えて、町民向けに広報等で周知をしていきたい。

質疑⑤：配水管敷設費牟礼分の 1 億 3,892 万円は小玉水管橋のことだと思うが、具体的にはどのような工事をするのか。

回答⑤：しなの鉄道から、現水管橋が落下するようなことがあれば運休や事故などで莫大な損害が予想されることから、そのような事故を防ぐため、現在 50 年以上経過し老朽化している施設を新しい水管橋に架け換える工事である。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 37 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計予算

質疑①：下水道の戸別加入数は今後減っていくのか。動静はどうか。

回答①：既に下水道加入率、あるいは水洗化率は 90%を超えている状況にある。接続できない方は単身の世帯の方、あるいは高齢者世帯で親族が町外に自宅を構えている世帯の方が多いようである。農集排については管理組合を設置しており、プール金の仕組みにより接続促進につなげているが、現時点で接続率 9 割を超えており、これ以上の接続率向上は難しい状況にある。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 38 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：NPO 法人 SUN が多世代交流施設を管理するような話もあったように思うが。

回答①：町が多世代交流施設内で実施する「地域活動支援センター業務」の受託者として、施設に入る予定であることは説明したと思う。しかし、その後「地域活動支援センター業務」の受託者について、担当課で再検討をしているようである。

質疑②：指定管理料は、5 年間同額で推移するのか。

回答②：そのとおり。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 39 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：非公募により有限会社ふるさと振興公社に選定したということだが。

回答①：募集要項を定めた後、有限会社ふるさと振興公社から申請があり選定した。

質疑②：今までの直売所の従業員の扱いはどうなるのか。

回答②：ふるさと振興公社がムーちゃん、さんちゃんの従業員と面談した。基本的にはふるさと振興公社が雇用するよう進めている。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 40 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：日和はどうなっているのか。

回答①：さんちゃん等の施設については、昨年 12 月末で指定管理期間が満了したため、12 月議会に指定管理者の指定議案を提出し議決となった。日和についても直売所と併せ、指定管理の協定書を締結している。

質疑②：それぞれのオープンに向けて準備状況は滞りなく進んでいるのか。

回答②：いずれの店舗も開店に向けて順調に進捗している。各直売所の開店時期は、三本松の直売施設は旧ムーちゃん店舗で 4 月 4 日、四季菜は 3 月 14 日、さんちゃんは 3 月 20 日と聞いている。日和の開店時期については 4 月中旬と聞いている。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

継続審査とした。

○陳情第 4 号 自然エネルギーへの転換促進を求める陳情書

説明者：瀬 尾 誠 氏

質疑①：代表者は団体であるべきだが団体があるのか

回答①：団体がないので削除してほしい。

意見②：福島原発事故から、私は原子力発電はやめるべきと思う。2050 年までに

二酸化炭素排出量をゼロに減らし、山林などで吸収相殺してゼロ宣言していることを承知されたい。

意見③：町の担当課に詳細な話を聞いて決めるべきで継続審査を提案する。

継続審査採決：賛成少数で否決とした。

賛成討論：3.11で被災された経験から出された陳情書の要旨に賛成する。

賛成討論：陳情書の要旨と同じ内容で、日本共産党も要望しているので賛成する。

賛成討論：2050年ゼロカーボンを町も目標としているので賛成する。

採決の結果：全員賛成で採択とした。

○陳情第5号 消費税率5%への引き下げを求める陳情

説明者：消費税廃止長野連絡会事務局長 相沢道人氏

質疑①：台風による被災者が復興するために5%に引き下げるといふことか。

回答①：県内企業も7割の企業が被害を受けている。今回の台風被害が大変という思いを国に伝え、5%に引き下げをを求める陳情とした。

質疑②：昨年10月に10%になり景気が低迷しているが、5%に引き下げる根拠と理論的な説明をお聞きしたい。

回答②：5%への引き下げで景気回復、個人消費拡大になる。消費税の代わりに財源はいくらでもある。大企業への消費税還付金の見直しが考えられる。消費税の増税分は福祉、介護に回していない。医療費負担はサラリーマンの個人負担が3割、高齢者負担が1割から3割に負担増となった。年金受給者年齢も70歳に引き上げが検討されている。国民健康保険料も上がっている。

質疑③：野党が政権を取れば消費税を0%にできるのか。

回答③：マレーシアのマハティール首相が消費税0%の公約で当選し、マレーシアの経済が潤った実例がある。自民党政権では無理だと思うが、消費税0%の実現には政権交代しかないと考えている。

意見④：台風被害者に消費税が重くのしかかっているため、5%に引き下げが必要。

意見⑤：消費税を5%から8%に引き上げたときにも景気が悪化したので、5%に戻すことで景気回復になる。

反対討論：5%への引き下げには反対。

賛成討論：8%から10%にしたときから景気が悪くなっていることから、5%に引き下げるべき。

反対討論：消費税を福祉、教育、国保へ約束どおり予算化し、これ以上国の借金を作らないためにも10%は必要。

反対討論：政府は、消費税を上げたときに痛税感を和らげるため様々な政策を出してきたので引き下げに反対。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

以上